

エフとも規約

令和7年5月28日決定

(名称)

第1条 本会は、「エフとも」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員がそれぞれ主催し、取り組む第4条(1)(イ)及び(ロ)に係る活動について、広域連携による取組の効果を高めるため、これらの活動の相互扶助(互助)を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、福島国際研究教育機構(以下「F-R E I」という。)及び前条の目的について賛同する地域の教育、科学、文化等の振興を目的とした福島県浜通り地域等に拠点を有する機関により組織する。

(活動)

第4条 本会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員が取り組む次の(イ)又は(ロ)に係る活動の相互扶助
 - (イ) 次代を担う人材を育て、未来をつくっていく取組
 - (ロ) 地域とともにコミュニティ創成を進めていく取組
- (2) 会員相互の情報交換及び交流
- (3) その他第2条の目的を達するために必要な活動

(事務局)

第5条 本会の事務局は、F-R E Iに置く。

(会員)

第6条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(禁止事項)

第7条 会員は、当会における活動に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 会員若しくは第三者に不利益や損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 犯罪若しくは反社会的行為又はそれらのおそれのある行為
- (4) 営業活動や営利を目的とした行為(会長が承認した場合を除く)
- (5) 政治的行為又は宗教的行為
- (6) その他、不適切と判断される行為

(入会)

第8条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は必要な事項を記載した上で会長に申請し、役員会の承認を得なければならない。

(退会等)

第9条 会員が本会を退会するときは、あらかじめ必要な事項を記載した上で会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会長は役員会において協議の上、除名することができる。

- (1) 本会の目的を逸脱した行為のあったとき。
- (2) 本会の名誉を傷つける行為のあったとき。
- (3) 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
- (4) 本規約その他の規則に違反したとき。
- (5) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

(役員を選出及び任期)

第11条 役員は、総会において選出する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会等)

第12条 会長は、毎年度1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(入会金及び会費)

第13条 本会の入会金及び会費は無料とする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(参考様式)

年 月 日

エフとも入会申請書

エフとも会長 殿

機 関 名
代表者職氏名

エフともに入会したいので、下記のとおり申請します。

記

機関名	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
連絡先住所	〒
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

(参考様式)

年 月 日

エフとも退会届

エフとも会長 殿

機 関 名
代表者職氏名

エフともを退会したいので、下記の通り届け出ます。

記

退会年月日	
退会理由	